

令和7年度 三重県版経営向上計画実施支援補助金交付要領

1 趣旨

三重県版経営向上計画の発展段階のうち、ステップ2（経営課題の解決に向け具体的に取り組もうとする計画）または、ステップ3（経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画）の認定を受けた事業所が作成した計画に基づき課題解決に向け行う取組みに係る経費の一部を支援するものです。

2 補助対象者

（1）伊勢市内に主たる事業所のある（伊勢商工会議所、伊勢小俣町商工会の管轄地域内）中小企業・小規模事業者を対象とします。（個人にあつては伊勢市に住所のあるもの、法人にあつては伊勢市に本店があるもの）

（2）本事業への応募の前提として、三重県版経営向上計画（ステップ2またはステップ3）の認定を受けている中小企業・小規模事業者を対象とします。（申請書に記載していただきます。）

ただし、本補助金の利用については、ステップ2、ステップ3それぞれ通算1回（計2回まで）とします。

3 補助対象事業

（1）三重県版経営向上計画の発展段階のうちステップ2（経営課題の解決に向け具体的に取り組もうとする計画）または、ステップ3（経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画）の認定を受けた事業所が、認定された経営向上計画に基づき実施する経営課題の解決に向け行う事業とします。

4 補助対象経費

（1）補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し令和8年1月末日までに事業を完了させ、令和8年2月末日までに実績報告を完了させた経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

(2) 経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。現金支払いも一部可能ですが、補助金執行の適正性確保のため1取引10万円超（税抜き）の支払は、現金支払いは認められません。

経費内容
①機械装置等費、②広報費、③開発費、④マーケティング調査費、⑤外注費

5 補助金の額等

一事業所につき、補助対象経費から国、県、市等の他の補助制度を利用する経費を除いた額の2分の1（1,000円未満切り捨て）。ただし、一事業所につき、20万円を限度とします。

6 提出書類

事業内容を計画書に記入し、内容を補足する関連資料等を添付するものとします。

7 提出先（事務局）

〒516-0037 伊勢市岩渕1丁目7-17

伊勢商工会議所 中小企業相談所 経営支援課

TEL 0596-25-5155 FAX 0596-23-1151

＜重要事項についてのご説明＞

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえで申請をお願いします。

1. 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる発注等はありません。

2. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

3. 実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、事務局に提出しなければなりません。

4. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

5. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

6. 個人情報の使用目的

伊勢商工会議所に提供いただいた個人情報は、以下の目的のため使用させていただきます。

- ・補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査含む）
- ・その他、補助金事業の遂行に必要な活動